

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和8年1月14日(月)

午前10時0分開会、午後2時20分散会

(休憩 午後0時4分～午後1時1分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、  
小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

菅原亮太委員

5 事務局職員

三浦担当書記、八幡担当書記、大内併任書記、工藤併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

佐藤教育長、松村教育局長兼首席サービス管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、  
武蔵教育企画室長、工藤教育企画室予算財務課長、伊藤学校教育室学校教育企画監、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、  
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、菊池学校教育室生徒指導課長、  
菊地教職員課総括課長兼サービス管理監

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

継続調査（教育委員会関係）

「特別支援学校における専門教科による教育について」

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

菅原亮太委員は、療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、特別支援学校における専門教科による教育について現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの12月定例会において、閉会中の継続調査事件として議決されているものに執行部の出席を求める案件がないため、執行部に対する出席要求を行っておりませんが、教育委員会から令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、ほか1件について発言を求められています。

このため、現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後、午後1時から教育委員会の関係職員を入室させた上で委員会を再開し、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関前まで御移動願います。

〔「特別支援学校における専門教科による教育について」現地調査を実施〕

〔調査終了後、休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育長から発言を求められていますので、これを許します。

○佐藤教育長 大変恐縮でございますが、委員長のお許しをいただき、昨日発生しました職員の逮捕事案について、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

本事案の内容であります、県立学校に勤務する30歳の男性職員が、新潟県新潟市において、20代の男性に対し、同意を得ずに性的な暴行を加えた内容で逮捕されたものです。詳細につきましては、現在確認中であります。

県教育委員会では、これまでコンプライアンスの徹底について、各所属における研修、県立学校長会議などの場での注意喚起、管理監督者を対象とした研修などの取り組みを行ってきたところですが、本事案の発生に至りましたことは、県民の教育に対する信頼を大きく損ねるものであり、誠に遺憾であります。

本事案につきましては、警察の捜査等の動向も見極めつつ、事実関係を精査した上で厳正に対処いたします。

今回の事態について、県教育委員会として極めて深刻に受けとめており、改めて各学校現場等において、教職員一人一人への遵法意識の浸透に向けた取り組みを徹底し、不祥事の未然防止、県民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいり所存であります。このたびは大変申しわけございませんでした。

○佐藤ケイ子委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 次に、執行部から令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められていますので、これを許します。

○菊池生徒指導課長 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、本県の状況をお手元の資料に沿って説明いたします。

資料の1ページをごらんください。本調査は、統計法に基づき、国が実施している一般統計調査であり、文部科学省において、児童生徒の問題行動、不登校等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするため、毎年実施しているものであり、本資料は本調査における本県の国公立学校の調査結果等の概要でございます。

ローマ数字Ⅰ、調査方法等の調査対象期間、調査項目、調査対象はごらんとおりです。

なお、公表した数値につきましては、県内の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校の結果を集計した数値となっておりますので、御留意ください。

調査項目の定義につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページから3ページをごらんください。ローマ数字Ⅱ、調査結果等の1、暴力行為の状況についてです。(1)の小学校、中学校、高等学校の合計のデータを見ますと、令和6年度における発生件数の合計は1,135件であり、前年度と比べて173件の増加、児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.3件となっています。令和6年度の暴力行為の発生件数と児童生徒1,000人当たりの発生件数は、過去最多です。

(2)、校種別の内訳は、①から③に記載のとおりです。小学校の暴力行為の発生件数は合計765件で、前年度より114件増加、中学校は306件で、前年度より52件増加、高等学校は64件で、前年度より7件増加です。

暴力行為の形態は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4種類に分類されておりますが、どの校種においても生徒間暴力が発生件数の多くを占めています。小学校では、生徒間暴力が613件で、前年度より30件増加、中学校では254件で、前年度より45件増加、高等学校は49件で、前年度より21件の増加となっています。

いじめの態様の中の、たたいたり、蹴ったりという行為については、いじめだけでなく生徒間暴力としても集計しているケースがあります。

次に、3ページ下をごらんください。2、いじめの状況についてです。初めに(1)、いじめ認知件数は、合計7,572件であり、前年度より290件の減少、児童生徒1,000人当たりの認知件数は68.0件であり、前年度より1.1ポイントの減少です。児童生徒1,000人当たりの認知件数で捉えると、令和6年度は過去3番目の多さです。

認知件数を校種別に見ますと、小学校の認知件数は5,675件で、前年度より394件減少、中学校の認知件数は1,362件で、前年度より92件増加、高等学校の認知件数は387件で、前年度より6件減少、特別支援学校の認知件数は148件で、前年度より18件増加となっております。

次に、4ページの(2)、いじめの発見のきっかけですが、区分欄の最上段が学校の教職員等が発見で、その下に学級担任が発見、学級担任以外の教職員の発見などの内訳があります。表の中央辺りには、学校の教職員以外からの情報により発見があり、その下に本人からの訴え、当該児童生徒本人の保護者からの訴えなどの内訳があります。

構成比を見ますと、学校の教職員等の発見が57.1%で、学校の教職員以外からの情報に

より発見が 42.9%になっています。中でも、アンケート調査など学校の取り組みにより発見が最も多くなっており、44.6%という構成比になっています。アンケート調査がいじめ発見の重要なツールになっていると言えます。

続いて、5 ページ、(3)、いじめの現在の状況です。小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を合わせた全体の解消率は 79.2%で、全国より 3.1 ポイント高い状況です。

いじめの解消については、国のいじめの防止等のための基本的な方針において規定されており、いじめ解消の定義に基づいて学校が判断しています。解消には二つの要件があり、一つ目は、少なくとも 3 カ月を目安とする相当の期間いじめの行為がやんでいること。二つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つです。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人と、その保護者の双方に対し、面談等で確認することになっています。

続いて、(4)、重大事態です。いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数は 17 件で、前年度と同数です。

次に、5 ページ、3、長期欠席の状況についてです。初めに、(1)、理由別長期欠席者数は、病気、経済的理由、不登校、その他を全て含めての数になりますが、小学校は 1,278 人、中学校は 2,048 人、高等学校は 857 人となっています。

次に、(2)、不登校児童生徒数です。小学校の不登校児童数は 931 人で、前年度より 88 人増加、1,000 人当たりの不登校児童数は 17.9 人で、前年度より 2.1 ポイント増加。中学校の不登校生徒数は 1,754 人で、前年度より 138 人増加、1,000 人当たりの不登校生徒数は 61.3 人で、前年度より 6.2 ポイント増加。高等学校の不登校生徒数は 666 人で、前年度より 73 人増加、1,000 人当たりの不登校生徒数は 23.7 人で、前年度より 2.8 ポイント増加しました。

1,000 人当たりの不登校児童生徒数で捉えると、小学校、中学校、高等学校、いずれも増加傾向が見られます。令和 6 年度の小学校及び中学校の不登校児童生徒数、1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、過去最多となっています。

続いて、6 ページの高等学校中途退学の状況についてです。初めに、(1)、中途退学者数・中途退学率は、中途退学者数は 416 人で、前年度から 18 人減少、中途退学率は 1.4%で、昨年度と比べて 0.1 ポイント減少です。

続いて、(2)、事由別退学者数ですが、一番多いのは学校生活・学業不適應の 172 人で、構成比は 41.3%、次いで進路変更の 152 人で、構成比は 36.5%という結果になります。

退学の理由が学校生活・学業不適應と進路変更で約 8 割となっていることから、中学校、高等学校の連携、特に進路指導等の充実をさらに図る必要があること。あわせて、高校入学後においても生徒一人一人に寄り添った教育活動、そしてきめ細かな対応をしていくということが、より一層必要であると認識しております。説明は以上です。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 御説明ありがとうございます。まず、暴力行為のところで大変気にな

るところもございますけれども、小学校の対教師暴力がとんでもない数字になっております。このことの分析——以前には同じ子供が何度も暴力行為を行うという、そのような年もありました。それから、29件から109件になったということですが、ここはどのように分析しておられるのかということをお聞きしたいです。

○菊池生徒指導課長 小学校の対教師暴力の増加でございますけれども、この数値が顕著に増加したことにしましては、要因としては暴力行為を繰り返すケースがあったということが影響しているというように考えております。

○小西和子委員 そちらこちらで荒れている学校が非常に気になります。皆さん御存じだと思っておりますけれども。私の知り合いから年賀状が来たときに、新任や初任2年、3年ぐらいの先生方が1人で学級を収められないというか、そのようなことも見られるので、非常に学校運営が大変だというような声も聞こえてきます。そのようなことから暴力行為がふえているというように思いますので、そこだけ見るのではなくて、岩手県の教育全体として、これからどう進めていったらいいか、対策を取っていただきたいと思っております。

では、いじめについてであります。小学校での件数は減っておりますが、全体的な人数も減っているからということもあるのですけれども、どうやっていじめを捉えるかというところ、アンケート調査——現場に行ったときにもやりますが、大抵1週間に1回ぐらいアンケート調査しておりますけれども、その調査については、県からどのような指導が行われているのか。あとは、どうしても見えないところがあります。例えば今SNS等でのいじめとかありますが、そのようなことは関係があるのかどうかというようなことです。

いじめの最大の問題点は、重大事案なのですけれども、17件とありますが、どのような方法で対応しているのか。いじめにもいろいろな種類といたしまして、分類があると思っておりますけれども、そこについてお伺いしたい。

○菊池生徒指導課長 いじめにつきましては、委員がおっしゃいましたとおり、定期的なアンケートを行い、その状況を把握するというようなことで、各研修会等でもお話させていただいております。

SNSによるいじめ——SNS上のいじめというようなものを多く見られるようになってきているところです。このようなSNS上の情報は膨大であって、全てを把握することは難しい面もあるのですけれども、引き続き各学校、市町村教育委員会等と連携して情報収集に努めまして、事案を把握した場合は適切に対応していきたいと考えております。

いじめの重大事態につきましては、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある第1号重大事態と、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるケースというようなおおむね二つの類型がございます。

県教育委員会としては、いじめの重大事態についてガイドライン等を定めまして、調査目的、いじめの重大事態の調査について、事実の全容解明であったり、事案への対処、再発防止というような観点から調査を行うというような対応をしているところであります。

○小西和子委員 不登校についてですけれども、本当に毎年人数がふえていっております。

県としては、対策を行っておりますが、県の対策の効果はいかほどか、県教育委員会としてはどのように分析していらっしゃるのか。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの働きというものがすごく重大だと思うのですが、岩手県の場合は大変少ない。申し込んでも何週間も先というような実態だということを現場から聞いております。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを今後ふやしていくべきだと思うのですが、待遇があまりにも大変だということで、なかなか手がいないというようなことも聞いております。

本気で不登校を少なくするというのであれば、教職員だけではもう限界に来ておりますので、外部の方々の力を借りていかなければならない。そして、残念ながら不登校になってしまった場合は、子供たちが必ずや何らかの形で教育の機会を持てるような、そのような仕組みにつくり変えていかなければならないと思うのですが、県教育委員会としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○菊池生徒指導課長 不登校対策につきましては、県教育委員会としましてはさまざまな取り組みを行ってきております。

あと、児童生徒の悩みについて、一人一台端末等を利用した教育相談、こころの相談室等により児童生徒の心身の変化の把握であったり、または教育支援センター、フリースクールなど民間団体、さまざまな関係機関との連携であったり、ICT等を活用した学習支援など、多様な教育機会の確保を行うとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援の取り組みを行っているところでございます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援という意味で大変重要な役割を担っているというように認識しております。専門性の向上に向けて、さまざまな取り組みを行っているところでございまして、来年度の体制については現在検討中というところでありますが、今後も児童生徒が悩みを抱え孤立せずに適切な支援を受けられるように、その専門性を発揮していただき、チーム学校としての早期支援ができるように適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 これで最後にしますけれども、何年も前から、競争的な教育を行っていけば、いじめ、不登校、それから自殺等、そのような子供たちのさまざまな問題行動というか、そのような行動が現れてくるということをずっと訴えてきました。県教育委員会としては、この先も競争的な教育を進めて、今出ましたようにいじめ、不登校、暴力行為等がますますふえるような、このような岩手県の教育を続けるつもりなののでしょうか。そこを教育長にお伺いしたいと思います。

教職員も本当に疲弊してしまっております。子供たちがこのように変わってしまったので、何とかして以前の岩手県の教育に戻したいと思って、みんな必死になって頑張っているのですが、そこがなかなかいい方向にいかないというようなことです。競争的教育をこのまま続けるのかどうか、それとも子供たちが安心して暮らせるような学校をつく

っていくのかどうか、そこら辺を教育長にお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 不登校、いじめ対策についての今後の考え方という、競争的な教育を続けるのかという点についてのお尋ねでございます。菊池生徒指導課長からお話がありましたとおり、不登校、いじめ対策については、さまざまな要因があります。まず対症療法的な対応もいたしますが、やはり学校に来たくなるような環境をつくっていかねばならないと思います。ですから、まさにいじめ、不登校の未然防止ということをしっかりやっていかねばならないというように思っています。

そのような意味で、やはり中心となるのは、チーム学校ということですが、教員、スタッフ、さまざまな教員以外のスタッフもそろえてきておりますが、まず、広く言えばしっかり教員の確保、スタッフの確保ということも我々として意を用いていきたいと思えます。そのような中で先生方が、あるいはスタッフが、より子供たちと触れ合えるような時間をしっかり確保できるような方向に持っていけるよう努力してまいりたいというように考えております。

○小西和子委員 不登校は、家族とか親戚縁者を巻き込んでいます。例えば家族が仕事に出られなくなったり、鬱に罹患したり、そのようなことにまでなっているのです。この数値だけ見て、数字がふえたということではなく、一人一人の子供たちがさまざまな背景で不登校になっているのだけれども、家族、親戚縁者みんなを絡めてすごく大変な状況になっているということをまずわかっていたいただきたいと思えます。

そこから何とか脱出するためには、ではどうしたらいいか。教職員をふやすこと、それから先ほど教育長が言ったように子供と向き合う時間をとにかく多くつくること。そのためには働き方改革を進めていかねばならない。その両輪で進めていっていただきたいと思えます。よろしく願います。以上です。

○斉藤信委員 一つは、今も小西和子委員が取り上げましたけれども、いじめの重大事態についてお聞きいたします。

今回の調査で 17 件、その前の年も 17 件ということは、私は大変深刻な問題だと思うのです。いじめ防止対策推進法に基づいて、2 類型ありますけれども、それぞれ何件ずつなのか。

もう一つは、県もいじめ対策委員会というものをつくっていますけれども、いじめ重大事態はしっかり検証して、今後の対策に教訓として生かすべきだと、私は 2 年前にも、そのように提起してきましたが、どのようにいじめ重大事態を分析しているのか示してください。

○菊池生徒指導課長 まず、重大事態の発生件数でございます。令和 6 年度に発生したいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の発生件数は、全体で 17 件、うち児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた第 1 号事案が 11 件、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたもの——第 2 号事案は 9 件となっております。

重大事態につきましては、増加の背景という意味では、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことであつたり、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等による重大事態の積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされるようになったことが考えられるというように捉えておりますけれども、やはり一方で、学校として早期発見、早期対応が課題となったということも考えられるところでもあります。実際に行った重大事態の調査においては、その事実関係、いじめの中身についてきちんと調査し、保護者の意向に沿った調査を行い、そしてその結果について取りまとめの上、各学校に周知して、二度と同じことが起こらないように、その内容について伝えるという取り組みを行っております。

○**斉藤信委員** 第1号事案、言わば生命、身体、財産にかかわる問題は11件、第2号事案、これはいじめによって不登校に陥ったというものですが、これは9件と言いましたか。9件と言ったのですね。そうすると、17件ということは、重複しているものがあるということですね。

それで、これは分析されている。小学校、中学校、高等学校の件数を出してください。そして、小、中、高、それぞれどこでどのような検討がなされているか、それは県教育委員会できっちり思料されているのか、示してください。

○**菊池生徒指導課長** この17件のうち、小、中、高の内訳については、今手元にデータを持っておりませんが、発生した重大事態の調査の内容につきましては、研修の場で各学校に周知することで、同じような事態が起こらないように各学校に指導しているところでございます。

○**斉藤信委員** 答弁にならないのです。県立学校は何件ですか。ぱっと出ませんか。出なかつたら後で示してください、時間がもったいないので。

いじめ重大事態という、まさに生命、身体、財産にかかわる重大な問題であり、いじめによって不登校に陥るということは、これも重大な問題です。私は、2年連続して17件も出ているということは大変深刻な問題だと、しっかりこれは分析、解明していかななくてはならないというように思います。

それで、今日の主題は不登校の問題であります。今日も説明されましたが、不登校の急増は、本当に深刻な事態だと思います。今日頂いた資料で言いますと、小学校は5年間で356件から931件、2.61倍。1,000人当たりの児童数の比較で言うと2.88倍です。中学校は1.72倍、1,016人から1,754人。これは生徒数の比率でいくと1.84倍。高校は、516人から666人で1.29倍。生徒数比で言うと1.42倍。これは5年間です。

2013年以降——第2次安倍政権以降に全国的に不登校が急増しているのです。2013年以降と比べると、どのような状況か示してください。

○**菊池生徒指導課長** 2013年以降の不登校児童生徒数の増加の状況でございます。今委員からもお話いただきましたけれども、小学校につきましては6倍程度の伸び、中学校は2.4倍程度、高校は1.2倍程度というように捉えております。

コロナ禍において増加が見られまして、コロナ禍が収束した後も一定のレベルで増加し

ているというように捉えております。

○**斉藤信委員** 数を見ると、全然コロナ禍は関係ないのです。毎年ずっとふえているのです。

それで、2013年以降、12年間で小学校は6倍です。中学校は2.42倍。小、中合わせても3倍ということになります。これは、本当に異常な急増なのです。生徒が減っている中で、不登校がふえているのですから。

教育長、この不登校の急増の問題は、私は今の教育の重大問題の一つだと受け止めておりますが、教育長自身の受けとめをお聞きしたい。

○**佐藤教育長** 不登校は、校種に限らず、ここ数年大幅な増加傾向にある、増加しているということについては、委員御指摘のとおりだと思っております。県教育委員会としても、この不登校対策は非常に重要な課題であるというように認識しております。

不登校が、このように急激に増加したことにつきまして、これは本県のみならず全国的に増加しているということで、文部科学省として一定の調査結果を踏まえて整理してきておりまして、コロナ禍についても一つの要因として挙げられておりますが、一方で、教育機会確保法——義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律という法律ができて、これが浸透してきて、まさに児童生徒の休養の必要性を明示しているということでもって、コロナ禍と相まって、そのような傾向が全国的に広まり、それが以前のような不登校の数に戻らない一つの要因でもあるかというようには思っています。

ただ、一人一人を見ますと、さまざまな背景、要因がありますし、さまざまなレベル感——学校には来られるけれども教室に入れないとか、学校そのものに来られないとか、部屋から出られないとか、いろいろなケースがありますので、我々はその子に応じた施策展開を市町村教育委員会と一緒にやっていかなければならない。そこには、多くの専門家の支援をいただかなければならないというように捉えております。

○**斉藤信委員** 文部科学省は、いろいろな対策を講じてきたけれども、結局その対策は的外れだったと、効果を発揮していないと、私はこのように言わざるを得ないと思うのです。教育機会確保法というものも、その的外れの一つなのです。それは、後で少しお話しします。

不登校の問題で一番大事なポイントは、不登校をどう捉えるかなのです。私たちは、不登校は子供のせいではないと、不登校の子供はさまざまな理由で心が折れた状態にあると、子供が学校や社会の中で違和感を抱え傷つき、我慢に我慢を重ねた末に登校できなくなると、この心の傷の深さを示しているのが不登校だと、このように受けとめております。

全てとは言いませんが、多くの不登校の子供たちの実態は、私はそうなのだと思います。心の傷の表れだとすれば、休息が必要なのです。そして、教育機会確保法というものは、休養の必要性は述べたけれども、結局教育に結びつける、そのような法律なのです。そのような計画なのです。何とか学校に戻す、何とか学校に連れてくる。そうではないのです。

傷ついた子供に勉強を押しつけるといったら、これは逆効果なのです。私たちはそのように不登校を捉えていますけれども、教育長、この不登校の捉え方、そのような議論は教育委員会会議でもやられていますか。

○佐藤教育長 先ほど申し上げましたとおり、我々県教育委員会として不登校問題は重要な問題だというように捉えております。

もちろん毎年の文部科学省の調査結果につきまして、教育委員会会議で委員に報告し、状況を説明し、さまざまな御助言もいただいておりますので、しっかりと今後の施策——そのような点で施策に生かしていく必要があるというように考えております。

○斉藤信委員 教育機会確保法について、教育長も少し触れたのですけれども、こうなっているのです。子供の休息に触れていますが、子供によっては休養などの積極的の意味を持つことがある一方で、学習の遅れ、進路指導上の不利益や社会的自立のリスクがあることに留意する。結局学習と結びつけている。学習とどうつなげるかということが不登校対策の中心になっているから、この問題は解決しない。

そのような意味では、深い心の傷を負った子供たちには、やはり休息させる、それを保障する。これは、国連・子どもの権利委員会で、休息の権利というものが保障されています。だから、すぐ学習に結びつけるということは効果がないということは、例えば今県教育委員会でもやっている教育支援センター、校内支援センターには、参加できる子供もいるけれども、圧倒的に少数です。多くの不登校生は、そこに参加できていない。

そこで、私はフリースクールの調査もやりました。フリースクールにもいろいろありますから、単純ではないのですけれども、一昨年の4月に開校した一関市の虹の学園は現役の教師が退職して立ち上げた。これは、一関市教育委員会と連携して、旧花泉小学校を無償で借り受けて、そして地域の住民、あとはさまざまな16の企業が賛同企業になって支えてスタートした。

じっくりお話を聞いてきましたけれども、まず子供たちにやりたいことをやらせる、教育を押しつけない、授業はしないと書いています。通っている子供が勉強したいと言えばしっかり教える。そうやって自分を取り戻す、そのような形で成長している。まだ開校して2年なのですけれども、直接教育と結びつけずに、子供たちの休息とやる気を引き出して、体験学習というものが中心なのです。体験学習を通じて本人のやる気が引き出されて成長してくる。そのような取り組みを通じて、一関市教育委員会、周りの奥州市教育委員会などもそうなのですけれども、登校扱い——出席扱いにしています。それは、市教育委員会と学校と虹の学園がよく連携してやっているからです。

もう一つ紹介しますと、これは栃木県高根沢町というところなのですけれども、町長がもう20年ぐらい前に、その当時の適応学級——適応学級というのは学校に適応させるということなのです。学校に行けない子供に適応学級はないだろうと、本当に子供が安全にできる場所をつくらうと、町長主導でフリースクールのひよこの家というものを2003年9月に開所したのです。これは、町直営です。そこでは、もちろん授業はしません。

そこで、本当に子供たちが安全な場所を確保して、そこでいろいろな体験を通じて、これは今全国的なフリースクールのモデルの一つになっているところです。この町長は、今は現職の自由民主党の参議院議員です。

だから、主義主張関係なく、子供の立場に立って、本当に安全な場所を行政が提供する、私はこのことが今不登校対策では求められているのではないかというように思いますが、教育長、今のお話をどう受け止めていますか。

○佐藤教育長 フリースクールについてのお尋ねでございますが、フリースクールは、子供たちの居場所としての役割を担っているというケースもあります。そのほか、学習支援あるいは体験活動など、児童生徒の状況に合わせた取り組みを行っておりますが、まさに今委員から御紹介がありましたように運営形態とか、運営状況とか、規模とか、活動内容等はさまざまでありまして、県内にも今相当数のフリースクールができてきておりますが、状況はさまざまだというように捉えております。

ただ、我々は、フリースクールも、そこに通う児童生徒がおりますので、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、それから教育支援センター、校内支援センター及びフリースクールの関係者一堂に会して不登校児童生徒の対策をどうするか、いろいろな事例、あるいは国の政策、県の施策も紹介しながら、まさに連携の相手方としてフリースクールの方々とお付き合いしてございまして、貴重な存在だと理解しております。

○斉藤信委員 私は、フリースクール一般について述べたのではないのです、今の話は。子供の安全を確保、安全な場所を確保するということが不登校対策では大事だと、その一つの実例としてお話ししたのです。だから県教育委員会の教育支援センターも校内支援センターも、学習が目的というようにしたら子供は来られない。言わば学校につくる場合でも、そこが子供にとって安全な場所であれば来られるのです。もちろん学校ということで来られないこともあるけれども。

だから、何でも教育、学習に結びつけるということが、不登校対策のポイントではないと、的を外れると、外れているのが今の国の不登校対策だということを指摘しておきたかったのです。

そこで、もう一つ重要な問題は、今苦しんでいるのは子供だけではないのです。先ほどもありましたけれども、父母、保護者。当事者実態ニーズ調査というものがありまして、これは当事者の、今不登校の子供、不登校体験者、その保護者、教師の調査をしています。この実態調査を見ますと、保護者の1割は離職している。別の調査だと2割という結果もあります。学校に行けなくて、大体7割は自宅にいるのです。そうすると、小さい子供だったら、そこに放っておけないです。だから、保護者は休暇を取る、休暇も長引けば辞めざるを得ない。そして、一緒になって悩んでいる。

私は、この保護者への支援、これはすごく大事だというように思います。保護者が元気なら子供は救われるのです。ところが、不登校の子供を抱えたら一緒になって悩む、苦しむのです。私は、そのような意味で保護者への支援ということが大事だと思いますけれど

も、県教育委員会として保護者の支援は、どのような取り組みをしているのですか。

○菊池生徒指導課長 不登校児童生徒の保護者への支援の取り組みについてでございますが、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる助言や支援であったり、また不登校支援フォーラムの開催による保護者への情報提供、そしてことし11月には支援ガイドブックの作成やポータルサイトの開設を行っておりまして、不登校児童生徒の保護者が情報にたどり着くことができず孤立することのないよう取り組みを進めているところでございます。

○斉藤信委員 不登校の子供が、実にもう3,300人いるのですから、その保護者が6,600人いるということです、基本的には。そのような保護者に伝わるような対策が必要なのです。

ホームページで県教育委員会が作った支援ガイドブックを見ました。私は、これを作ったことは評価したい。ただ、極めて実務的な支援なのです。やはり不登校による心の傷というのが伝わってこないし、結局校内教育センターがあります、教育支援センターがあります、このような説明なのです。通信制の高校もあります。だから、ないよりはあったほうがいいし、私はこれをまず踏み台にしたっていいことだと思います。

実は、私は全国いろいろ調べました。これは埼玉県吉川市というところですけれども、議会でもかんかんがくがく議論して、不登校児童生徒の親と専門家が協力して、市の支援をいただいてパンフレットを作ったのです。これは、不登校児童生徒の保護者も先生も共通して使えるパンフレットです。この中には、専門家の大学の先生のコメントや——これは面白いのですけれども、漫画なのです。漫画で、不登校になったときにどう対応するか、やってはならないこと、このようなことを描いています。そして、最後のところには、不登校経験者、そして当事者の母、心のクリニックの医師のコメントが出ていまして、それ自体が不登校の理解を大変深め、そして実際に不登校になったら保護者はどう対応すべきかということが漫画で描かれている。

だから、不登校について理解を深めることと、もう一つは、やはり保護者の連携です。保護者が本当に悩んで孤立していますから、子供と一緒に。保護者が、やはり連携して子供に元気な姿を見せるということがすごく大事なことだと思うので、保護者への支援の強化ということを私はきょう提案したいと思います。

最後に、なぜこれだけ不登校が急増して歯どめがかからないのか。言わば、学校が安全な場所ではないということなのです。今学校が変わらなくてはならないのです。

では、何が子供たちの安全を脅かしているかという、私は二つあるのだと思います。一つは、競争主義、詰め込み主義です。今小学校4年生で毎日6時間授業です。小学校2年生から6時間の授業があるのです。もう本当に子供たちは疲れ切っている。さらに、宿題が出される。先ほど私が紹介した調査で、不登校になったきっかけが、宿題を出せなかったことというのが5割いました。学校で詰め込まれて、さらに宿題が出されて、やはりそれは真面目な子供ほど出せなかったことが苦痛なのです。そのような詰め込みと学力テ

ストを中心にした競争主義というものが子供たちを苦しめている。

もう一つは、管理主義です。校則やさまざまな学校スタンダードと言われて、何でも同じことを——例えば鉛筆の置き方、置く場所、このようなことを一々指導される。この学校スタンダードが、どんどん強化される。そのようなところにも生きづらさを感じている。

当事者実態ニーズ調査で一番大事なことは、不登校のきっかけになった原因を当事者は何と答えているか。トップスリーを紹介しますと、一つは先生との関係なのです。先生と合わなかった、先生が怖かった。二つ目は、勉強はわかるけれども、授業が合わない。三つ目は、学校のシステムの問題、価値観が古い、時代に合わない、風土に合わない、このように子供たちは考えている。言わば、全部学校の問題なのです。

今そのような子供たちにとって安全な場所になっていない。競争主義と管理主義、詰め込み主義ということの打開を真剣に考えないと、不登校の解決はしないのではないかと、うように思いますけれども、これは教育長に聞きましょう。

○佐藤教育長 競争主義、授業の詰め込み、それから管理主義という点についてのお尋ねでございます。

詰め込みということに関しては、まさに今、国で教育課程の見直し等を進めているという中で、柔軟な対応ということ、本県は他県に比べたらカリキュラムオーバーロードは、ひどい状況ではないのではないかと——他県に比べたらということではありますが、国としてもこれの是正に動こうとしていますので、我々もその動向をしっかりと見極めながら対応してまいりたいと思います。

従前から管理主義ということを言われているのですが、本県もこれは中、高を問わず、校則の見直しということは積極的に行ってきております。それも、我々は設置者として高等学校を設置しているのですが、高等学校においては、子供たちの自発的な発案により校則が変わっていくなどという例も出てきておりますので、私たちはそのようなところをしっかりと見て、学校を応援していく必要があるというように考えております。

○斉藤信委員 私は、かなり具体的な事実、事例を示して、今子供たちが何で苦しんでいるかということを指摘いたしました。

いろいろ調べている中で、このようなものがありました。埼玉県教育委員会は、親の会と年1回懇談している。県の教育委員は5人ですか。このような毎年の方向性が出たときに、これは日本の教育、岩手県の教育の重大問題の一つですから、どのように教育委員会会議で議論を深めるのか。

もう一つは、やはり困っている現場からの声をしっかりと受け止めて、教育行政として何ができるかということをご検討していただきたい。教育委員会会議として、今回の問題行動の報告書をどう議論したか。今私が紹介した親の会との懇談などもぜひ検討してほしいと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○佐藤ケイ子委員長 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○佐藤教育長 親御さん、保護者の声を聞くということについては、さまざまな方策があ

ろうかと思います。我々も不登校児童生徒支援連絡会議という会議——先ほどから御紹介しておりますが、これは関係者が集まって、フリースクールの関係者も入っていますし、フリースクールの構成メンバー見ますと、やはり不登校児童生徒を抱える親御さんが入っていることもあります。この不登校児童連絡会議は、5年ほど続けてきていると思いますが、一つのプラットフォームになりつつあるかというように思っていますので、このようなところをベースにしながら、保護者の声を聞けるように、フォーラムもやっていますし、引き続きそのようなことのあり方については、検討を重ねていきたいと考えております。

**○菊池生徒指導課長** 申し訳ございません。先ほど答弁できませんでしたが、いじめ重大事態の発生件数の小、中、高の内訳ですが、小学校7件、中学校5件、高校5件の計17件でございました。

**○小林正信委員** 先ほど小西和子委員からも、生徒の暴力行為について質問がありましたけれども、小西和子委員もおっしゃったように、対教師暴力がかなりふえている。そのようなことを考えると、教師がなかなか生徒を抑えることができないという状況——学級崩壊というような状況も、今ちらほら私の耳にも入ってきております。県教育委員会として、この暴力の先にある学級がもう、クラスのていをなしていないというような学級崩壊というところは、どのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

**○菊池生徒指導課長** 学級崩壊についてでございますが、学校教育室に配置しておりますいじめ、不登校対応のアドバイザー等に寄せられた相談等によりまして、県内の幾つかの学校で、そのような状況にある学校があるということは把握しております。

そのような場合ですけれども、学級崩壊の状況について、小学校、中学校であれば、市町村教育委員会等と連携し、その状況を把握し、場合によっては学校長のリーダーシップのもとですが、保護者への説明や、また保護者が学校に入ってきて支援するというようなこともあるようですけれども、そのような対応をしているというように伺っているところです。

**○小林正信委員** ありがとうございます。私もこの学級崩壊、生徒の問題行動、暴力行為がかなり大変な状況になっているという保護者からの相談も伺っておりまして、その中ではグループになって迷惑行為とか暴力行為を行う、もちろん先生にもそうだし、クラスと同級生にも行っている。その中でも、ある市町村では保護者が、もうこれは大変な状況だということで嘆願書をつくって自治体の教育委員会に出した。しかしながら、教育委員会の回答としては、人手がない、あるいは予算がないということで、なかなか十分な対応が取れなかったというようなことを伺いました。

このような状況の中で、先ほど不登校対応のアドバイザーに相談が寄せられた、市町村と連携するというお話もされましたけれども、そのような状況にある中で、何かサポート的な取り組みを県教育委員会としても行う必要があるのではないかと思いますので、そのような場合の取り組みについてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 暴力行為等についての対策ですけれども、学校におきましては、児童生徒へのきめ細かな対応や組織的なところのサポート体制の強化ということで、心理職であるスクールカウンセラーを講師として学校の実態、ニーズに応じた校内研修会を2年に1回行っておりますし、そのような形で教職員の資質、能力の向上を図っているというようなことで対応しております。

今後も引き続き教職員一体となって、暴力行為の事前防止と早期発見、早期対応の取り組みであったり、家庭や地域社会の理解を得て、地域ぐるみでの取り組みを推進するほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、相談体制を充実させていきたいと考えております。

また、暴力行為が実際に発生した場合には、学校の設置者のサポートのもとということになりますが、同じ児童生徒が再度暴力行為を起こすことのないように、なぜ暴力行為に及んでしまったのかを多角的にアセスメントした上で、早期に児童生徒への支援を行っていくといったところを今後も続けてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ありがとうございます。私が相談いただいた保護者のお話だと、暴力行為が一度ではなく何度も——先ほどはアセスメントをその生徒に行うというお話もされていますけれども、アセスメントを行ったぐらいでは、その暴力行為も止まらない。あるいは、グループになって学年全体が大変不安定になっているということ、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの力も借りたいということで、スクールソーシャルワーカーの介入というか、助けをお願いしたのですけれども、そこの自治体には週に1回しかスクールソーシャルワーカーが来ない。そのようなことで、何か緊急なことがあったときに、すぐにスクールソーシャルワーカーと連携できないということで、せっかくのスクールソーシャルワーカーが、なかなか力を発揮できていないような状況も伺いました。

そのようなことから、スクールソーシャルワーカーは今岩手県で17名いらっしゃると思うのですけれども、改めて配置状況と、そしてどの市町村に何名というか、どのエリアに何名入っていらっしゃるのか。やはり1週間に1回しかスクールソーシャルワーカーが来ないということは、学校としても、特に不安定になっている学校にとっては問題かというところもあります。そのスクールソーシャルワーカーの力の入れ具合を少し配分してもらおうというか、そのような取り組みが可能なものなのかどうかもお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 スクールソーシャルワーカーについてでございます。現在スクールソーシャルワーカーについては、六つの教育事務所にそれぞれ2名から4名を配置するとともに、その活動に指導、助言を行うスーパーバイザーを本庁に1名配置し、計17名で県内全ての市町村の小中学校の相談に対応できる体制を整えているところでございます。

委員御指摘のとおり、さまざまな課題があり、そして相談件数も増加し、問題も複雑化、多様化しているというところで、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上に加えまして、保健、医療など多くの専門家との連携を強めていく必要があるというように考えてお

りまして、今後もそのような取り組みを進めながら、必要な方に支援が届くように対応してまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** このような問題行動を起こす児童生徒には、さまざまその背景というか、家庭の環境とか、いろいろな問題もあると思うので、そこにはやはり家庭訪問も含めてアウトリーチもできるスクールソーシャルワーカーが重要かというように考えております。ぜひともスクールソーシャルワーカーの入り方というか、そういった辺りも考えて、いろいろな——やはり本当は全て平等に見ていかなければならないのしょうけれども、このような学級崩壊がある、懸念があるクラスとか、そのようなところには力を入れて入っていただくとか、そのような部分も今後は少し検討していただく必要もあるかと思っております。

また、私が相談を受けたケースでは、暴力行為が横行しているということで、警察のOBに入ってもらえるようお願いして、警察のOBも来ていらっしゃる。その方が何かあったら警察ともすぐ連携して、警察にも来てもらうようなこともあったというように伺っております。

このような暴力行為が止まらない、本当にそのような状況なのであれば、やはり法的な問題ということも今後発生してくるかと思えます。さまざまそのようなところで岩手県でもスクールロイヤーを配置しているとは思いますが、このような暴力行為やいじめ、問題行動、そこに際しても、スクールロイヤーがどのようにかかわっているのか、そのかかわり方も含めて、スクールロイヤーの状況をお伺いしたいと思います。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 県としてスクールロイヤーを運用しております、基本的には、例えば県立学校の話であれば、県教育委員会が独自に行って、あと市町村教育委員会の話も一旦——基本的には市町村教育委員会を通していただいた上で、スクールロイヤーと相談して、その後の対応について進めていくといったような取り組みは行っております。

どうしても市町村教育委員会のほうで少し——ここは我々の周知不足もあるのかもしれませんが、少し遠慮しているような部分もあるのかもしれないので、そこにつきましては実績が出てくる中で、いずれ対応が必要な中で法的なアドバイスが効果的な部分もありますので、市町村教育委員会に対しては、このスクールロイヤーというものを積極的に活用するように引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** 弁護士というのは、あらゆる問題、課題解決のプロというように思っております。スクールロイヤーもせっかく設置いたしましたので、活用というところはぜひとも積極的に行っていただきたいと見守っております。

私が御相談いただいた学校の状況は、中心となって問題行動を起こすグループがどんどん広がっていて、それがほかのクラスにも広がっていってしまう。授業中も、要するに授業を受けないでほかのクラスに行ったり、先生に対して授業を妨害するとか、そのように学年全体が非常に不安定な状況になっているということです。保護者としては——先ほど

教育長は学校に行きたくなる学校というものをつくっていきたいとおっしゃっておりましてけれども、多分その学年の生徒は行きたくない学校であり、保護者としても行かせたくない、子供が何されるかわからないから行かせたくない学校になっているのだろうというように思います。

これは、私が相談をいただいた一つの事例ではありますがけれども、このような学級崩壊とか、その児童の問題が大きくなって学校全体に波及するということは、本当に行きたくない学校になってしまう大きな要素になっているのかと思います。

やはりここは県も、市町村や学校だけに任せるのではなくて、そのような相談があった場合は、先ほど言ったスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーといったところをしっかりと介入というか、入ってもらうことで安定を図るということも重要かというように思います。今後県としては積極的な、そのようなところに対するかかわりというものについてどのように考えていらっしゃるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 実は、本日9時から9時15分の間に、今SNS上で学校における児童生徒の暴力行為が拡散するという、他県の例ですけれども、それを踏まえての全国の教育長会議がオンラインでありまして、それで国の方策が、至急このようなことをしましょうという提案がありまして、正式には後日省庁連絡会議があって通知が出るのですが、基本的に暴力行為、いじめが見過ごされていないか緊急確認しましょう、3学期中にアンケートなどをして、これを調べましょうという通知があったことが一つ。

それから、児童生徒の暴力行為、いじめは決して許されないものであるということでの児童生徒への改めての指導を徹底しましょうというのが大きな二つ目です。

三つ目として、被害を受けた児童生徒がいる場合、安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施しましょう。

それから、四つ目、加害児童生徒への毅然とした対応ということで、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するなど、あるいは学校教育法に基づく懲戒、出席停止等を含めた毅然とした対応をしましょう。

それから、五つ目で、SNS等による投稿、拡散への対応ということで、暴力行為、いじめが動画等によって明らかになった場合、速やかに事実関係を確認するとともに組織的な対応をしましょうという大きく五つの方針が示されました。

正式な通知が出ますので、これを受けて県、県立学校、それから市町村教育委員会についても通知などを発出することにより、これらの点検、対応を緊急的にまずは行ってまいりたいというように考えております。スクールロイヤー等の活用については、委員から御指摘のとおり、我々も積極的にこれをもっと市町村教育委員会にも徹底し、市町村立学校もより使いやすいような取り組みを進めていきたいというように考えております。

○小林正信委員 ありがとうございます。今出席停止というようなこともおっしゃいました。保護者としては、本当に出席停止にできないのかぐらいの、私が相談いただいた件ではそのような状況にあったようでございまして、そのような部分も含めて、やはり学校が

安心できる場所であるためには、ある程度毅然とした対応というところ、また県教育委員会としてもきめ細やかなサポート体制というところをぜひともお願いしたいというように思うところがございます。

もう一点は、先ほど不登校のお話もございました。教育機会確保法のお話もございました、確かに教育は押しつけであってはならないと思いますし、ただしやはり児童生徒が自発的に学びたいと、不登校であるけれども学びたいと、そのような思いはしっかり酌み取って、学びの機会を失わせることがないようにしなければならないと思っているところであります。

そのようなところで、不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させる法改正が令和6年8月に行われたと伺っております。文部科学省は、この法改正を踏まえて調査を行って、不登校児童生徒でも大体全国で約8万1,000人の児童生徒の学習状況が成績に反映されたというようなことを文部科学省でも把握したというように聞いているところでございます。

ある程度やはりこの学習の状況を成績に反映するということは、文部科学大臣が定める要件が必要だというように伺っているところでございますけれども、岩手県において、この法改正を受けての取り組み、要するに不登校児童生徒の学習成果を成績に反映させる取り組みは、どのようなものが岩手県では行われたのかというあたりを、もしあればお伺いしたいと思います。

**○菊池生徒指導課長** 不登校児童生徒の学習の状況を指導要録上、出席扱いにした事例につきましては、例えば自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした児童生徒数については、全国的には小、中学校で1万3,261人おり、本県においても公立の小、中学校で45人おります。

先ほど委員からお話がありました自宅や学校外の機関等での学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は、国で8万1,467人いるというように公表されておりますし、岩手県におきましても、公立学校においては、小学校73人、中学校373人ということで、このような活動を出席扱いにするということで、不登校による学習の遅れが学校への今後の不安につながる場合もあることから、このようなオンラインによる学びの提供、そしてそれを出席扱いにするというようなことで児童生徒の自己肯定感を高めたり、社会的自立を支援することにつながっているところでございます。

**○小林正信委員** ありがとうございます。先ほどもお話がありましたように、さまざまなICTを活用した学びとか、あと学校の授業をオンラインでつなぐとか、あとはフリースクールのお話も先ほどありましたけれども、フリースクールに児童生徒の状況を報告してもらって、それを反映させるという取り組みとか、あるいは民間でやっているeラーニングを活用するとか、そのように全国でもさまざまな取り組み事例が多くあるかと、岩手県でもそのような事例もあると思いますし、そのことをやはりもっと周知していただきたい。不登校児童生徒は、先ほど斉藤信委員がおっしゃったように、休ませ、安全、安心を

感じてもらうという段階、そしてその安心がある程度落ち着いてきたら、やはり子供は学びたいという思いを持っていると思いますので、それに応えることができるような環境をつくっていくということが必要かというように思います。今後そのような不登校児童生徒の頑張りや学びをしっかり成績に反映させるような取り組みの充実についてはどう考えていらっしゃるのか、お伺いして終わりたいと思います。

○**菊池生徒指導課長** 先ほど御答弁申し上げましたとおり、やはり不登校による学習の遅れなどが不安につながるケースがあります。不登校児童生徒の状況は、それぞれさまざまでございますけれども、その児童生徒に応じた学びの場であったり、休息の場、そのようなさまざまなところを勘案した上で、引き続き一人一台端末等を効果的に活用して、オンライン授業の配信であったり、また学校との連携を綿密に保つなど、不登校児童生徒の教育機会の確保として、学校とのつながりの継続に取り組んでまいりたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県外調査につきましては、1月19日から21日までの2泊3日での日程で実施いたします。御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。